

2025 年 7 月 1 日

お客様各位

出光興産株式会社

電気需給約款（低圧）等変更のお知らせ

平素は弊社の電力サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度コンビニエンスストア払込票の有料化等に伴い、「電気需給約款（低圧）」および「重要事項説明書」を一部改定することいたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

今後お客様ニーズに柔軟に対応し更なるサービス拡充に向けて取り組んでまいりますので、内容ご理解賜りますとともに、引き続き弊社サービスをご愛顧下さいますようよろしくお願いいたします。

記

1. 適用開始日

2025 年 8 月 1 日

2. 改定文書

- ・電気需給約款（低圧）
- ・重要事項説明書

3. 改定内容

- （１）新旧対比表：別紙をご確認ください。
- （２）改定後の全文：弊社 HP に掲示しております。

<https://denki.idemitsu.com/terms/list.html>

4. 本件に関するお問い合わせ先

■お問合せ先

出光興産「電気お客様センター」

 0120-033-364（フリーダイヤル）

【受付時間】9:00-17:30(12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

以上

電気需給約款（低圧）（新旧対比表）

変更前	変更後
21. 料金の支払義務および支払期日 (3) 支払期日は、原則として、次の日といたします。 (□) 22（料金その他の支払方法）(1) (□)の場合、 支払義務発生日から28日経過後、最初に到来する 5日・10日・15日・25日・末日のいずれかの日と し、お客様の検針日により異なります。	21. 料金の支払義務および支払期日 (3) 支払期日は、原則として、次の日といたします。 (□) 22（料金その他の支払方法）(1) (□)の場合、 支払義務発生日から27日経過後、最初に到来する 5日・10日・15日・25日・末日のいずれかの日と し、お客様の検針日により異なります。
22. 料金その他の支払方法 (1) (ハ) お客様都合により、お客様が料金を(イ)ま たは(□)にて支払うことができない場合もしくはできなかつ た場合においては、当社が指定した金融機関等を通じ て、当社が指定した様式によって払込みにより支 払っていただきます。なお、この場合、<u>当社は請求書 等の発行に係る手数料等これにともない要する費用に 相当する金額を申し受けることがあります。</u>	22. 料金その他の支払方法 (1) (ハ)お客様都合により、お客様が料金を(イ)また は(□)にて支払うことができない場合もしくはできなかつ た場合においては、当社が指定した金融機関等を通じ て、当社が指定した様式によって払込みにより支払って いただきます。 なお、この場合、お客様には請求書等の発行に係る <u>手数料等これにともない要する費用に相当する金額 （税込550円）を支払っていただきます。</u>